

書 面 開 催

令和2(2020)年8月18日

令和2(2020)年度第1回県南地域医療構想調整会議 次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 地域医療構想調整会議等の今後の進め方について
- (2) 令和元(2019)年度病床機能報告結果について
- (3) 令和元(2019)年度病床機能報告の分析について
- (4) 栃木県保健医療計画(7期計画)の見直しについて
- (5) 病院の開設(法人の変更)について

3 閉 会

【配布資料】

委員名簿、設置要綱

資料1 地域医療構想調整会議等の今後の進め方について

資料2 令和元(2019)年度病床機能報告集計結果の概要(速報版)

資料3 令和元(2019)年度病床機能報告の分析について

資料4 栃木県保健医療計画(7期計画)の見直しについて

資料5 病院の開設(法人の変更)について

参考資料1 栃木県外来医療計画に係る事務取扱実施要領

参考資料2 栃木県外来医療計画のPRチラシ

県南地域医療構想調整会議委員名簿（平成30（2018）年10月1日～令和2（2020）年9月30日）

令和2（2020）年8月1日現在

区分		団体名	役職名	氏名	備考
1	郡市医師会	一般社団法人 下都賀郡市医師会	会長	川島 吉人	
2	郡市医師会	一般社団法人 小山地区医師会	会長	塚田 錦治	
3	地区歯科医師会	一般社団法人 下都賀歯科医師会	会長	臼井 正人	
4	地区歯科医師会	一般社団法人 小山歯科医師会	会長	手束 公一	
5	地区薬剤師会	栃木地域薬剤師会	会長	山口 哲郎	
6	地区薬剤師会	一般社団法人 小山薬剤師会	会長	伊沢 泰直	新任
7	看護協会地区支部	公益社団法人 栃木県看護協会	栃木地区理事	福田 裕美子	新任
8	看護協会地区支部	公益社団法人 栃木県看護協会	小山地区理事	野本 史子	新任
9	地域の病院等を代表する者 （私）	獨協医科大学病院	病院長	窪田 敬一	新任
10	地域の病院等を代表する者 （私）	自治医科大学附属病院	病院長	佐田 尚宏	
11	地域の病院等を代表する者 （私）	一般財団法人 とちぎメディカルセンター	代表理事理事長	福田 健	
12	地域の病院等を代表する者 （公）	新小山市民病院	院長	島田 和幸	
13	地域の病院等を代表する者 （有）	医療法人 藤沼医院	理事長	藤沼 彰	
14	地域の病院等を代表する者 （有）	船田内科外科医院	院長	船田 隆	
15	地区老人福祉施設協議会	一般社団法人 栃木県老人福祉施設協議会	理事	水戸部 和也	
16	地区老人保健施設協議会	介護老人保健施設 安純の里	理事長	松永 安優美	
17	介護従事者確保関係団体	特定非営利活動法人 とちぎケアマネジャー協会	理事	古澤 美智子	
18	住民・患者を代表する者	栃木市女性団体連絡協議会	理事	玉田 明子	
19	住民・患者を代表する者	上三川町女性団体連絡協議会	顧問	鶴見 秀子	
20	保険者（保険者協議会の推薦のある者）	東京鐵鋼健康保険組合	常務理事	黒須 一彦	
21	管内市町村	栃木市	保健福祉部長	藤田 正人	
22	管内市町村	小山市	保健福祉部長	浅見 貴幸	
23	管内市町村	下野市	健康福祉部長	手塚 均	
24	管内市町村	上三川町	健康福祉課長	梅沢 正春	
25	管内市町村	壬生町	民生部長	糸川 延夫	新任
26	管内市町村	野木町	町民生活部長	寶示戸 浩	新任
27	学識経験者（大学教授等）	国際医療福祉大学	医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科教授	小林 雅彦	
28	健康福祉センター（保健所）	県南健康福祉センター	所長	大橋 俊子	
29	健康福祉センター	栃木健康福祉センター	所長	重田 恭一	新任

県南地域医療構想調整会議設置要綱（準則）

（設 置）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、県南地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、「県南地域医療構想調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

（組 織）

第3条 調整会議は、委員35名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から県南健康福祉センター所長が委嘱する。

- (1) 地域の医療関係団体等の代表
- (2) 地域の介護福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他地域の関係機関・団体の代表

（任 期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

（議 長）

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

（会 議）

第6条 調整会議の会議は、県南健康福祉センター所長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（部 会）

第7条 必要に応じて調整会議に部会を設置することができる。

（事務局）

第8条 調整会議の事務局は、県南健康福祉センターに置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、県南健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から実施する。

この要綱は、平成30（2018）年8月7日から実施する。